

# 大宜味村農業委員会だより (6月号)

今月の各種申請締切は  
6月11日(月)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

4月総会の結果報告 第16期第8回農業委員会総会 開催4月25日(水)

番号	議案	申請地域	結果	内容
18	農地利用集積計画の承認	津波	可	利用権賃貸借権の設定(果樹)
		白浜	可	利用権賃貸借権の設定(野菜)
		田港	可	利用権賃貸借権の設定(野菜)
19	農地法第3条の許可申請について	喜如嘉	可	農地の贈与(工芸作物)
		津波	可	農地の売買(牧草)

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開しています。

## 農地中間管理事業の意見交換会を開催しました。

5月10日は農地中間管理事業を担当する県の職員及び農地中間管理機構の担当者が役場第1会議室で当事業に関する意見交換会を開催しました。当日は農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が参加しました。



県の担当者から事業の説明やこれまでの改善点について説明を行い、その後、全員で意見交換を行いました。主に遊休農地を解消する再生事業について活発な意見が交わされました。

今後とも県、農業振興公社及び村と連携し遊休農地の解消と担い手への農地の集積に進んで取り組むことを改めて確認しました。

## 農薬の飛散防止対策についてお願い

農薬は、不適切に管理・使用されると使用者の健康を害するだけでなく、周辺の住民や生活環境に対しても悪影響を及ぼす恐れがあります。下記の項目をチェックして周辺にも安心・安全な農業が出来る環境を作っていきましょう。

### 1. 事前に十分な周知を行う。

農薬を散布する際は事前に周囲の生産者及び住民に対し周知を行きましょう。

看板設置などで事前に周囲にお知らせする。

### 2. 飛散しにくい散布手法を利用する。

飛散しにくい薬剤を選択したり、防除面積や用途に応じた防除器具を選択する。

### 3. 農薬散布時の注意

朝夕などの風の少ない時間帯を選び、散布の際は風向きに注意して行う。

対象とする作物だけに農薬がかかるようにできるだけ作物の近くから散布しましょう。

## 土壌診断について

### 産業振興課からの情報

沖縄県北部農業改良普及課では初夏に「土壌分析週間」を設け、土壌の pH、EC、リン酸、カリ、カルシウム、マグネシウム、腐植の7項目を診断しています。

診断を希望される方は、村産業振興課まで土壌サンプルと申請書を記入しお申し込み下さい。

締め切りは6月20日(水)

担当：比嘉 一詞 0980-44-3232

## 農業者年金は若い農家ほど大きなメリットがあります。

今月は農業者年金の加入推進月間です。  
若い農業者ほど大きなメリットのあるお話です。



### 農業の担い手には保険料の 国庫補助あり！！

### 保険料 2 万円の負担が困難な場合には 国庫補助の仕組みがあります！！

保険料の国庫補助を受けるには、国民年金第 1 号被保険者（納付免除者は除く）であり、次の 3 つの要件をすべて満たすことが必要です。

1. 60 歳までに保険料納付期間等が 20 年以上見込まれる（つまり 39 歳までに加入すること）
2. 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が 900 万円以下
3. 認定農業者で青色申告者等、下表の要件にあてはまる者。

表 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は 2 の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	35 歳まで（25 歳未満の場合は 10 年以内）に区分 1 の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3 割)	-

◎ 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料と国庫補助の合計額は 2 万円で固定され、加入者が負担する保険料は 2 万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

詳しいお問い合わせは 地域の農業委員、農地利用最適化推進委員又は事務局へ

JA おきなわ大宜味支店 金融課 農業者年金担当 電話 0980-44-3133

## 農業者年金の受給者の皆様へ 現況届の提出をお願いします。

現況届は、農業者年金を受給している者が生存しているかどうか、また、経営移譲年金にあっては農業再開や農地等の返還がなされていないかどうかを確認するための届出です（用紙は毎年 5 月頃に基金より各人へ送付済み）。

農業者年金を受給されている方は、6 月 30 日までに農業委員会に必ず提出して下さい。

現況届の提出がないときは、**年金の支払いが差止め**となりますのでご注意ください。

詳しくは農業委員会事務局まで 0980-44-3477